

議 案 第 21 号

摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

証人等の実費弁償の額を改定するため、本条例を制定するものである。

摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例

摂津市実費弁償条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「出頭した」を「出頭し、又は参加した」に、「要した実費」を「実費弁償について」に、「により弁償する」を「による」に改める。

第2条に見出しとして「（実費弁償）」を付し、同条第1項中「実費弁償の額は」を「証人等には、出頭又は参加に要した実費の弁償として」に、「6,900円とする」を「9,000円を支給する」に改め、同条第2項中「実費弁償の額は」を「規定にかかわらず」に、「これ」を「、実費弁償」に改め、同条第3項中「摂津市外」を「市外」に、「参加又は出頭した」を「出頭し、又は参加した」に、「摂津市職員旅費条例」を「、摂津市職員旅費条例」に改め、「第11号）」の次に「の規定」を加える。

第3条に見出しとして「（支給方法）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。